

**マイナンバーカードの手続き
月1回日曜開庁で受け付けます**

交付は事前に予約が必要です。
マイナポイント付与対象となる
マイナンバーカードの申請期間が
12月末まで延長されました。

■日時
10月23日(日) 午前9時～正午

○申込み・お問い合わせ先
町民環境課 町民係(内線2123)

期限内に提出してください。申請
は郵送でも受け付けますので同封
した返信用封筒で提出書類を返送
してください。

■受付期間
11月1日(火)～11月18日(金)

○提出先・お問い合わせ先
子ども支援課 子育て支援係
(内線2144)

お知らせ

**教育・保育給付認定現況届の
提出をお願いします**

保育所や認定こども園を利用し
ている方を対象に、保育を必要と
する事由に該当していることや世
帯状況の確認のため、年に1度、
現況届の提出をお願いします。
対象の方に通知書を送りますので

○お問い合わせ先
川内年金事務所
☎0996(22)5276
(自動音声案内①→②)

お知らせ

**緊急通報装置を
設置しませんか**

一人暮らしの高齢者の方などに
緊急通報装置を貸し出す制度です。
自宅での急病や事故などの緊急時
に装置のボタンを押すと、警備会
社に連絡が行き、適切な対応を受
けることができます。

■対象者
①おおむね65歳以上で一人暮らし
の高齢者や高齢者のみの世帯で
次のいずれかに当てはまる方
・寝たきりの方や寝たきりに近い
状態にある方
・転倒などにより寝たきりになる
おそれがある方
・慢性的な重度疾患などにより、
日常生活を営む上で常に注意が
必要な方
②一人暮らしの重度身体障がい者

■料金(設置と撤去費用は無料)
機器利用料金:月額1,100円

○お問い合わせ先
高齢者支援課 高齢者支援係
(内線2172)

8月の火災・救急

■火災	発生	1件	
■救急	急病	75件	67人
	交通事故	4件	3人
	その他	32件	30人
■ドクターヘリ	出動	4件	
	運んだ人		3人

○お問い合わせ先
消防総務課 総務係
☎(52)0119



税金の納め忘れはありませんか

税金は、町民の方々が豊かで健康的な暮らしができるよう、福祉、教育、道路、消防などの事業のための大切な財源です。滞納が増えると税収が減り、十分な町民サービスの提供が困難になります。

■納期限までに納めましょう

納付する金融機関やコンビニエンスストアによっては、町に納付情報が届くまでに20日以上かかることがあります。納期限以降に納付すると、行き違いで督促状が発送される場合がありますので、納期限までの納付をお願いします。

※納付書の枠外左下の日付は使用期限です。納期限ではありません。

■口座振替が便利です

納付する時間がとれない場合は口座振替が便利です。金融機関や郵便局、役場にある口座振替依頼書に記入・押印し、利用予定の各金融機関で手続きしてください。

※原則、口座振替は依頼書を受領した月の翌月からとなりますので注意してください。

■町から届いた封筒は必ず確認してください

年金からの天引きや口座振替のつもりでも、納付書払いになっている場合があります。

【納付書払いとなる例】

- ・65歳からの介護保険料や、75歳からの後期高齢者医療保険料の年齢到達時の最初の納付
- ・相続や贈与などによる固定資産税の名義変更

**税金を滞納すると、
段階的に滞納処分を行います**

▶ 督促、催告



納期限を過ぎた方に督促状を送付します。催告書の送付や電話催告、自宅訪問を行う場合もあります。

▶ 財産調査



官公署、金融機関、勤務先、取引先などの調査を行います。自宅などの捜索を行う場合もあります。

▶ 差押え



不動産、動産、預貯金、生命保険、給与、年金、自動車などの差押えを行います。

▶ 換価



差し押さえた不動産や動産の公売を行い、滞納税に充てます。

町税の納付



☎ 税務課 収納係(内線2113)

**くらしの
情報**

町のイベントや手続きなど
様々な情報をお知らせします

税金

今月の納税

- 町県民税第3期
 - 国民健康保険税第4期
 - 後期高齢者医療保険料第4期
 - 介護保険料第4期
- 納期限……10月31日(月)
口座振替日…10月25日(火)
- お問い合わせ先
税務課 収納係(内線2113)

募集

**シルバー人材センター
入会者募集**

キョウヨウ(今日の用事)とキョウイク(今日行く所)が見つかります。電話でお申し込みください。当日直接参加も可能です。

- 日時
10月18日(火)
午前9時～午前11時30分
 - 会場
町シルバー人材センター
 - 対象者
60歳以上の町民
- お問い合わせ先
町シルバー人材センター
☎(52)3363

年金

**年金を受けている方が
亡くなったとき**

年金を受けている方が亡くなると年金を受ける権利がなくなりますが、年金は亡くなった月の分まで受け取ることができます。